

熊本県訓令第 35 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局運営機関に関する監査規程を次のように定める。

平成 16 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局運営機関に関する監査規程
(目的)

第 1 条 この規程は、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証方針決定機関に関する規程（平成 16 年熊本県訓令第 33 号。以下「認証方針決定機関に関する規程」という。）第 3 条第 3 号に掲げる監査機関（以下「監査機関」という。）が行う監査の適正かつ円滑な実施を目的とする。

(監査の目的)

第 2 条 監査は、認証方針決定機関に関する規程第 3 条第 2 号に掲げる認証局運営機関（以下「認証局運営機関」という。）の管理運営事務が、認証方針決定機関に関する規程、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局運営機関に関する規程（平成 16 年熊本県訓令第 34 号。以下「認証局運営機関に関する規程」という。）、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成 16 年熊本県訓令第 36 号。以下「認証局鍵情報等利用規程」という。）その他の地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局（以下「熊本県認証局」という。）の管理運営に関する規程（認証方針決定機関に関する規程第 2 条第 6 号に規定する CP 及び同条第 7 号に規定する CPS を含む。）（以下これらを「認証方針決定機関に規定する規程等」という。）に基づき、適正かつ円滑に運営されることを目的として実施する。

(監査機関)

第 3 条 監査機関は、認証方針決定機関に規定する規程第 3 条第 1 号に掲げる認証方針決定機関（以下「認証方針決定機関」という。）の方針の指示に基づき、前条に定める目的に沿った監査を実施する。

2 監査機関は、認証基盤の仕組み及び暗号化技術について十分な知識及び経験を有する者により構成しなければならない。

3 監査機関は、認証局運営機関との間に利害関係があってはならない。

(監査機関の責務)

第 4 条 監査機関は、認証局運営機関の管理運営事務が、認証方針決定機関に関する規程等に準拠して行われているかを監査しなければならない。

(監査の種類)

第 5 条 監査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 定期監査

(2) 随時監査

(監査の頻度)

第 6 条 定期監査は、少なくとも各年度ごと 1 回行うものとする。

2 随時監査は、監査機関の責任者（以下「監査責任者」という。）が必要と認めた場合に、行うことができる。

(監査事項)

第 7 条 監査事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) セキュリティ対策に関する事項

(2) 施設設備の安全性に関する事項

(3) 技術評価に関する事項

(4) 熊本県認証局の運営に関する事項

(5) 認証局運営機関に関する規程及び認証局鍵情報等利用規程の整合性に関する事項

(6) 認証局運営機関に関する事務の一部又は全部を外部機関に委託した場合の外部委託契約に関する事項

(7) 前各号に掲げる事項のほか、監査機関が必要と認める事項

(権限)

第 8 条 監査機関は、認証局運営機関の業務に従事する職員（以下「運営機関職員」という。）に対して、認証方針決定機関に関する規程等に基づき処理された内容について、記載した書類の提出を求め、又は内容の説明を求めることができる。

2 監査機関は、運営機関職員に対して、認証局運営機関の事務の過程で作成されたデータその他の情報について、その提出及び内容の説明を求めることができる。

(監査計画)

第 9 条 監査責任者は、各年度の始めに当該年度内に実施すべき監査計画を作成するものとする。

(監査の実施)

第 10 条 監査責任者は、監査を実施しようとする場合には、あらかじめ認証局運営機関に関する規程第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる認証局責任者（以下「認証局責任者」という。）に通知し、計画的に監査を行うものとする。

(監査の補助)

第 11 条 監査責任者は、認証局責任者の承認を得て、運営機関職員に監査に関する事務を

補助させることができる。

(監査の立会い)

第12条 監査責任者は、監査の実施に際して運営機関職員の立会いを求めなければならない。

(監査報告書)

第13条 監査責任者は、監査を終了したときは、次の各号に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを認証方針決定機関に提出しなければならない。

(1) 監査を実施した年月日

(2) 監査の概要

(3) 監査の結果及び意見

(4) その他の必要な事項

2 監査責任者は、総合行政ネットワーク運営協議会から前項の監査報告書の提出の求めがあった場合には、当該監査報告書を提出しなければならない。

(事務等の報告)

第14条 監査責任者は、認証局運営機関の管理運營業務における事故又は異例な事項その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事項については、文書又は口頭で認証局責任者に報告しなければならない。

(改善措置)

第15条 認証方針決定機関は、第13条の監査報告書により改善を要するとされた事項については、認証局運営機関に速やかに適切な措置を講じさせなければならない。

(監査内容の非公開)

第16条 この規程に基づいて実施された監査の結果は、機密事項として扱うものとし、監査機関に係る事務の外部委託契約等によって特段の定めがある場合を除いては非公開とする。

(その他)

第17条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。ただし、第6条第1項の規定は平成17年4月1日から施行する。

熊本県訓令第36号

本庁各部(局)課(総室・室)

各地方出先機関

地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を次のように定める。
平成16年12月22日

熊本県知事 潮谷 義子

地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程

(目的)

第1条 この規程は、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局が発行する鍵情報等の適正かつ円滑な利用を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の意義は、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証方針決定機関に関する規程(平成16年熊本県訓令第33号。以下「認証方針決定機関に関する規程」という。)第2条各号及び地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局運営機関に関する規程(平成16年熊本県訓令第34号。以下「認証局運営機関に関する規程」という。)第2条各号に定めるところによる。

(証明書の種類、鍵情報等の使用用途及び利用期間)

第3条 証明書の種類、鍵情報等の使用用途及び利用期間は、CPに定められたとおりとする。

(鍵情報等制定権者)

第4条 鍵情報等制定権者は、鍵情報等の発行の可否を判断し、発行、更新又は変更等(以下「更新等」という。)及び廃止の申請事務を統括する。

2 鍵情報等制定権者となる者は、別表のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、アプリケーション証明書に関する鍵情報等制定権者の職務については、当該アプリケーションを所管する管理者が行う。

4 鍵情報等制定権者に事故があるとき又は欠けたときは、鍵情報等制定権者があらかじめ指定した者がその職務を代行するものとする。

(鍵情報等管理者)

第5条 鍵情報等管理者は、鍵情報等の保管及び利用の管理を行う。

2 鍵情報等管理者は、鍵情報等を慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難、不正使用等事故のないように適切な措置を講じて、嚴重に管理しなければならない。

3 鍵情報等管理者は、PINを鍵格納媒体とは別に管理するものとし、次条第1項の鍵情報等行使者(以下「鍵情報等行使者」という。)以外の者に知られることのないように嚴重に管理しなければならない。

4 鍵情報等管理者は、鍵情報等が適正に使用されるように、鍵情報等行使者を監督しなければならない。

5 鍵情報等管理者となる者は、別に定める。

6 鍵情報等管理者に事故があるとき又は欠けたときは、鍵情報等制定権者が指定した者